

農地の権利取得に関する運用基準について

生駒市農業委員会

1. 趣旨

小規模農家の規模拡大及び農業への新規参入者の受け入れを促進し、農地の保全及び有効利用を通じた地域の活性化を図るため、農地の権利取得に関する運用基準を定めるものとする。

2. 定義

「新規就農者」とは、農地法その他の法令等に基づき農地を取得し、新たに農業の経営を開始しようとする者とする。なお、農地以外の土地を農地に転用することにより、新たに農業の経営を開始してから1年未満の者は新規就農者と同様の扱いとする。

「既存農家」とは、上記以外の者とする。

3. 対象者

生駒市全域で農地の権利を取得する者（新規就農者、既存農家）

4. 農地法第3条関係（農地の権利取得（所有権、賃借権等）

- (1) 新規就農者については、会長、副会長及び地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員によるヒアリングを実施し、営農計画書、営農誓約書の提出を義務付ける。
- (2) 新規就農者は、権利取得した農地について3年間以上耕作して営農するものとする。
- (3) 新規就農者は、権利取得後3年間、農地の転用、転売、解約等を認めない。ただし、転用、転売、解約等を行うことについてやむを得ない理由がある場合において、農業委員会の会議に諮り適当であると認めたときは、この限りでない。
- (4) 既存農家の農地取得については3年間の営農規制は付さない。

5. 農地法第4条・第5条関係（転用の制限）

- (1) 新規就農者については農地の権利取得後3年間は転用を認めない。ただし、転用することについてやむを得ない理由がある場合において、農業委員会の会議に諮り適当であると認めたときは、この限りでない。
- (2) 既存農家が権利を取得した農地については、農地の権利取得後1年間、転用は認めない。

6. 農家判定書（農家証明書）の発行について

- (1) 新規就農者については農地の権利取得後3年間は認めない。ただし、証明することについてやむを得ない理由がある場合において、農業委員会の会議に諮り適当であると認めたときは、この限りでない。
- (2) 既存農家においては、新たに権利を取得した農地について、取得後1年間は認めない。

7. 買受適格者証明書の発行について

新規就農者又は既存農家から競売に参加するため買受適格者証明書の交付を求められた場合においては、当該証明書を発行する。この場合において、競売に参加して農地を取得することにより新規就農者となる者から買受適格者証明書の交付を求められたときは、4. により処理する。

附則

この運用基準は令和5年4月1日から施行する。

下限面積に関する規制・条件等について

生駒市農業委員会

規制・条件等		内 容	
1	営農規制	新規就農者	3年間の営農を義務付け
		既存農家	1年間の営農を義務付け
2	転売・解約等の規制	新規就農者	3年間認めない
		既存農家	1年間認めない
3	転用の規制	新規就農者	3年間認めない
		既存農家	1年間認めない
4	営農誓約書	新規就農者	提出を義務付け
		既存農家	なし
5	農家判定書（農家証明）	新規就農者	3年間証明しない
		既存農家	1年間証明しない
6	買受適格者証明	新規就農者	証明する
		既存農家	証明する

（備考）

- （1） 1の営農規制、2の転売・解約等の規制及び3の転用の規制については、農地の権利取得者の死亡等により耕作するものがなくなった場合や公共事業のため国・県・市に転売して転用する場合等やむを得ない理由があると農業委員会が認めたときは、この限りでない。
- （2） 5の農家判定書（農家証明）については、新規就農者が農業用施設を建設する場合等やむを得ない理由があると農業委員会が認めたときは証明する。